

八潮市工事等検査規則新旧対照表

改正案	現行
(用語の定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 工事検査対象工事 請負契約金額が<u>200万円</u>を超える建設工事をいう。 (5) 小規模工事 請負契約金額が<u>200万円</u>以下の建設工事をいう。 (6) 修繕工事 請負契約金額が<u>100万円</u>を超える修繕をいう。 (7) 軽微修繕 請負契約金額が<u>100万円</u>以下の修繕をいう。 (8)～(14) 略	(用語の定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 工事検査対象工事 請負契約金額が<u>130万円</u>を超える建設工事をいう。 (5) 小規模工事 請負契約金額が<u>130万円</u>以下の建設工事をいう。 (6) 修繕工事 請負契約金額が<u>50万円</u>を超える修繕をいう。 (7) 軽微修繕 請負契約金額が<u>50万円</u>以下の修繕をいう。 (8)～(14) 略